

＜必ず、本紙をお読みください＞

杉並区公契約条例に関するお知らせ

- 本案件は、杉並区公契約条例で定める「特定公契約」に該当し、区が定めた下限額以上の賃金の支払い等が適用されます。
- 「特定公契約」の契約書には、特約条項が加わります。

適用される主な事項

(1) 区が定めた下限額以上の賃金の支払いが必要となります。

- 受注者及び受注関係者（下請業者、再委託先等）は、区が定めた下限額以上の賃金（以下「労働報酬下限額」という）を労働者に支払わなければいけません。
- 労働報酬下限額は、杉並区公契約審議会からの答申を踏まえ、区長が毎年定め、告示します。なお、令和8年度の労働報酬下限額は、以下のとおり予定しています。

工 事	令和8年の東京都の公共工事設計労務単価に <u>90%</u> を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額 (見習い・手元等の労働者は、令和8年の東京都の <u>軽作業員の公共工事設計労務単価に70%</u> を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額)
委託等	<u>1時間当たり1,500円</u>

※ 長期継続契約又は指定管理協定は、各年度の労働報酬下限額を適用します。

(2) 労働条件等に関する報告が必要となります。

- 雇用契約の締結の状況、賃金の支払状況等について確認するため、契約締結をしたときと履行期間中に年2回ほど報告書を提出していただきます（提出方法等は裏面を参照してください。）。

(3) 労働者への周知が必要となります。

- 労働報酬下限額の適用等について、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付してください。周知にあたっては、様式例を参考又は活用してください。

契約書に加わる特約条項の内容、各種様式及び手引きのダウンロード、
その他公契約条例に関する情報は、区公式ホームページをご覧ください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/1060019.html>



報告書の提出方法等

(1) 提出方法

- 以下の契約の種類に応じて、以下の宛先まで原則電子メールで提出してください。
 - 【工事】公契約条例担当宛て：KOU-KEIYAKU@city.suginami.lg.jp
 - 【委託・指定管理協定】仕様書等に記載されている担当者宛て
 - 【清掃ブロック契約（集合契約）】
公契約条例担当宛て：KOU-KEIYAKU@city.suginami.lg.jp

(2) 提出時期

区分	提出時期	
単年度契約	1 回目	契約締結後から概ね 1 か月以内
	2 回目	業務完了日の概ね 1 か月前
複数年度契約	1 回目	契約締結後、概ね 1 か月以内
	2 回目以降	年度につき 1 回を基本とし、毎年度 4 月末日まで
	最終回	業務完了日の概ね 1 か月前

(3) 報告書の公表

- 提出された報告書は、閲覧方式で経理課窓口にて公表いたします。

(4) その他

- 報告書の提出義務は、受注者のみとし、受注関係者の提出は不要です。
- 契約期間中に報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに提出してください。
- 報告書の設問は、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働者について記載してください。
- 提出者の名義は、契約書に記載の契約権者名と合わせてください。
- 報告書は区公式ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/1060019.html>
(トップページ > 入札のお知らせ・電子調達 > 杉並区公契約条例)

違反した場合

労働者に支払われた賃金が労働報酬下限額を下回っていた場合など、違反していることがわかったときは、区は是正するために必要な措置を講ずることを命じます。

また、受注者や受注関係者が区の命令に従わない場合や、虚偽の報告をしたときは、当該契約を解除し、公表します。併せて、区は受注者に対して損害賠償又は違約金の支払いを命じることがあります。